

派遣元が常用雇用する人材を他社に派遣する「特定労働者派遣事業所」は2018年9月限りで派遣ができなくなる。15年の労働者派遣法改正で派遣業が許可制に一本化されたため、届け出制だった特定派遣の事業所はピークの約7万か

「許可基準通りに20平方メートルの事務所を借りるなど申請は大ごとだった。労働局のチェックも職員2人がかりで、ずいぶん厳密と感じた」。シムテック(東京・中央)の小

林一男社長は振り返る。シムテックは過去16年間、特定派遣としてIT(情報技術)技術者を客先に派遣してきた。特定派遣廃止を受け、3年の経過期間中に許可を取ろうと6月に準備を始め、10月中旬に許可を得た。実際の同社の業務は請負契約が3人と主流で、派遣は3社向けに3人

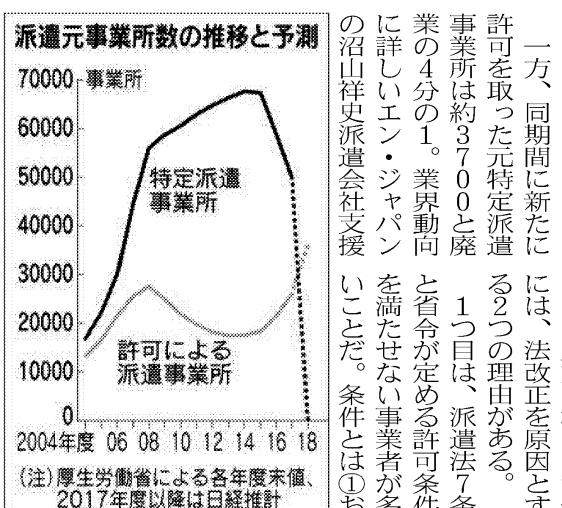
派遣業、許可の壁高く

「届け出」は来秋ゼロに 200社に廃業命令

厚労省

とす企業は少数だ。業界は今、廃業ラッシュ。15年9月に7万弱あった特定派遣事業所は17年8月に約5万5000と、約1万5000減った。

多数は条件未達 一方、同期間に新たに許可を取った元特定派遣事業所は約3700と廃業の4分の1。業界動向に詳しいエン・ジャパンの沼山祥史派遣会社支援



派遣業の許可を得ることは、法改正を原因とする2つの理由がある。1つ目は、派遣法7条と省令が定める許可条件を満たさない事業者が多

必要な事業者数の確保可能 派遣法に詳しい生田正之・前厚生労働省職業安定局長の談話。特定派遣は常用雇用労働者を派遣する仕組みで、労働者の雇用や暮らしが安定するため「入り口チェック」

その対策の面がある。派遣には①派遣で働きたい人に雇用の場を提供②迅速なマッチング③雇用安定・労働条件向上④能力開発⑤直接雇用への転換、という5つの優れた機能がある。これらを実践できる事業者は許可を取るので、社会に必要な事業者数は確保できると思う。

法改正、業界の健全化めざす



シムテックは派遣事業を行う千葉県流山市に、広さ20平方メートルという許可基準に合わせた事務所を用意

特定労働者派遣事業 自社の常用雇用労働者を、相手先企業との契約に基づき派遣する派遣事業の形態。労働者派遣法の規定により届け出で開業できた。派遣法にはもう一種、登録している労働者を契約のた

許可基準が厳格化

特定派遣事業者が新たに許す可を取るときは、2015年の派遣法改正で厳格化された。中でも、派遣社員に

休業手当明文化など必要

ユで混乱も起きそう。派遣法改正付則は手続きが遅れた場合、遅れた期間の営業を認められているので、18年9月29日